

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年7月7日

契約担当官

函館開発建設部長 赤川 裕志

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 函館開発建設部管内 鉄くず等売払
- (2) 契約金額納付期限 納入告知書発行日から20日以内
- (3) 引渡場所 【函館・八雲・今金・瀬棚地区】
函館道路事務所外6箇所
【福島・松前・江差・熊石地区】
福島漁港作業ヤード外5箇所
- (4) 引渡期限 所有権移転後（契約金額納付後）7日以内
- (5) 搬出期限 引渡後60日以内
- (6) 入札方法

ア 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を紙入札で行う案件である。

イ 入札者は、総価を入札書に記載すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の買受け」において、A、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の書類を提出している者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 売払対象物品の現地説明会に参加した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先
〒040-8501

北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局 函館開発建設部 契約課調達スタッフ

電話 0138-42-7534

- (2) 入札説明書等の閲覧又は貸出期間、場所及び方法

ア 期間 令和8年7月7日(火)から令和8年9月8日(火)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで。

イ 場所 上記3(1)に同じ

ウ 方法 閲覧及び貸出

ただし、上記場所での閲覧又は貸出を受けることが困難な場合は、郵送等(郵便(書留郵便に限る。))又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(信書便にあっては送達記録のあるものに限る。)をいう。以下同じ。)による交付又はメールによる交付を行うので、上記3(1)の問合せ先に申し出ること。ただし、郵送等の場合、送料等は郵送等を希望する者の負担とする。

(ア) 申込期間 令和8年7月7日(火)から令和8年8月20日(木)
12時00分まで

(イ) 申込先 上記3(1)に同じ。

- (3) 申請書等の提出方法

持参又は郵送等によること。

ア 受付期間 令和8年7月7日(火)から令和8年8月20日(木)

12時00分まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

イ 提出先 上記3(1)に同じ

- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

持参又は郵送等によること。入札書を封筒に入れ封かんし、かつ、その封皮に、氏名(法人にあっては商号又は名称等)、当該入札件名及び開札年月日を朱書きしなければならない。なお、入札書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、入札書の余白に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

ア 入札書の受領期限 令和8年9月8日(火) 16時00分

イ 開札の日時 令和8年9月9日(水) 14時00分

ウ 開札の場所 〒040-8501

北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局 函館開発建設部 1階会議室

4 競争に参加する者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、必ず現地説明会に参加しなければならない。現地説明会に参加しなかった者は競争参加資格がない者とする。当仕様書における品質規格・数量は、カタログ等から算出した積算上の参考数量等であり、錆・摩耗等により過少となっている可能性があること、純良な物品ではなく腐食及び付着物がある状態であることから、買受人が計測する実態・重量とは開差が生じる場合がある。また、品質規格は外観等から判定したものであることから、実際の数量・品質規格等については、現地説明会により直接現物確認し、一般競争に参加する者が判断すること。

※現地説明会集合場所及び日程

【函館・八雲・今金・瀬棚地区】

集合場所：瀬棚分駐所

実施日時（予定） 令和8年7月23日（木） 10：00～17：00頃
令和8年7月24日（金） 10：00～17：00頃
令和8年7月27日（月） 10：00～17：00頃

【福島・松前・江差・熊石地区】

集合場所：福島港作業ヤード

実施日時（予定） 令和8年7月28日（火） 10：00～17：00頃
令和8年7月29日（水） 10：00～17：00頃
令和8年7月30日（木） 10：00～17：00頃

現地説明会の参加については、事前に下記参加申込み先に現地説明会参加願（別添1）を提出すること。現地説明会参加願はFAXによる提出も認めるが、説明会当日に正本を持参し提出すること。また、説明会終了後に説明内容を確認した証として、現地説明会確認書（別添2）を提出すること。なお、現地説明会確認書を提出せずに入札に参加した場合は、当該入札を無効とする。

※現地説明会参加申込期限 令和8年7月15日（水）12：00まで

参加申込み先 函館開発建設部 経理課 物品スタッフ
電 話 0138-42-7512
FAX 0138-40-9334

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- (3) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札又は入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の閲覧又は貸出を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者又は2者以上のために閲覧若しくは貸出を受けた者がいる場合は、「北海道開発局競争契約入札心得」（平成24年3月28日付け北開局会第728号及び北開局工管第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止等を行うことがある。

ウ 4に定める現地説明会確認書を提出しなかった者の入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 入札執行回数

原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

- (6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の決定を受けていない者も上記3(3)により申請書

等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 入札説明書等、北海道開発局競争契約入札心得を必ず熟読すること。

(9) 詳細は、入札説明書による。